

# 令和7年度デジタル観光プロモーション事業業務委託に係るプロポーザル 応募要領

## 1 趣旨

本要領は、令和7年度デジタル観光プロモーション事業業務の委託事業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するための必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の名称

令和7年度デジタル観光プロモーション事業業務

## 3 業務の目的

本業務は、DMOによるビッグデータ等を活用した分析結果に基づき、マーケティングの発想によるデジタルプロモーションを実施して、本県の観光情報を的確にターゲットに届けて効果的かつ効率的に本県観光地への誘客を促進させるとともに、同プロモーションの成果指標データの継続的な収集・分析を行うことで、本県のプロモーション及びセールス施策に反映させ、観光消費を増加させることを目的とする。

## 4 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 5 業務の内容

別添「令和7年度デジタル観光プロモーション事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

## 6 予算限度額

29,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 7 委託料の支払

委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとする。

## 8 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記した場合
- (2) 本応募要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (3) 企画提案書の見積金額が6の予算限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10 提出資料等

### (1) 質問書

- ① 提出期限 令和7年4月7日（月）17:00まで（必着）
- ② 提出場所 下記17「連絡先・各書類の提出先」のとおり
- ③ 提出書類 「令和7年度デジタル観光プロモーション事業業務に関する質問書」（別記様式1）
- ④ 提出方法 メールまたはFAX
- ⑤ 回 答 令和7年4月9日（水）【予定】  
質問への回答は、参加意向を示した事業者全員にメールにて行う。

### (2) プロポーザル参加意向確認書

- ① 提出期限 令和7年4月14日（月）17:00まで（必着）
- ② 提出場所 下記17「連絡先・各書類の提出先」のとおり
- ③ 提出書類 「令和7年度デジタル観光プロモーション事業業務に係るプロポーザル参加意向確認書」（別記様式2）
- ④ 提出方法 持参（平日9:00～17:00まで）、郵送（書留）、又はFAXすること。  
※但し、FAX送信の場合は、必ず電話で担当者に着信を確認すること。

### (3) 企画提案書

- ① 提出期限 令和7年4月21日（月）17:00まで（必着）
- ② 提出場所 下記17「連絡先・各書類の提出先」のとおり
- ③ 提出書類
  - ・ A4両面（任意様式）
  - ・ 表紙には、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス等連絡先を記載すること。
- ④ 提出方法 持参（平日9:00～17:00まで）又は郵送（書留）とする。
- ⑤ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

## 11 企画提案書の記載事項

区 分	内 容
ア 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
イ 企画提案書	<p>&lt;項目&gt;</p> <p><b>1</b> 総論</p> <p>(1) 企画提案趣旨</p> <p>(2) 業務実施体制</p> <p>(3) 緊急時の連絡体制、苦情等に係る処理体制</p> <p>(4) 類似業務の実績</p> <p>(5) 全体の実施行程</p> <hr/> <p><b>2</b> 各論</p> <p>仕様書の内容を充たしたうえで、以下の項目について提案・提示すること。</p> <p>(1) 公式ウェブサイト「おいでませ山口へ」の情報充実化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実施する SEO 対策の概要</li> <li>○地元ライター、地元カメラマンによる記事作成・掲載・写真撮影</li> <li>○画像・動画素材の撮影・編集</li> <li>○新規特集ページの作成・掲載</li> <li>○新規モデルコース作成・掲載</li> <li>○専門家との連携</li> <li>○報告内容</li> <li>○助言内容</li> </ul> <p>(2) 公式 SNS アカウントを活用した情報発信の充実化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンセプト設定</li> <li>○コンセプトに沿った投稿記事の作成</li> <li>○地元ライターによる記事に合わせた投稿</li> <li>○フォロワー獲得のためのキャンペーン</li> <li>○投稿作業</li> <li>○YouTube 公式チャンネルの運用に係る助言・提案</li> <li>○報告内容</li> <li>○助言内容</li> </ul> <p>(3) ターゲティング広告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「おいでませ山口へ」ウェブサイトへのリスティング広告及び SNS 広告等</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実来訪計測が可能な広告</li> <li>○広告の効果測定と報告内容</li> <li>○助言内容</li> </ul> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(1)～(3)に関わらず、事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法・PR等があれば提案すること。</li> <li>○公式ウェブサイト「おいでませ山口へ」の運営を委託している事業者(株)トラベルジップと連携すること</li> </ul>
ウ 会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの</li> </ul>
エ 協力業者概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に協力業者が参加する場合は、「協力業者の概要」(別記様式3)を用いて作成すること</li> <li>(協力業者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること)</li> </ul>
オ 参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当業務に係る所要経費を全て見積もること(消費税及び地方消費税を含む。)</li> <li>・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること</li> </ul>

## 12 審査

### (1) 審査委員会による審査

提出された企画提案書について、別に定めるデジタル観光プロモーション事業業務委託に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」)において、審査を行う。

## 13 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価ポイント
1 全体		
業務遂行にあたっての基本的事項	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画提案趣旨が明確であるか</li> <li>○業務実施体制を確立しているか</li> <li>○業務遂行能力があるか</li> <li>○緊急時又は突発的な事態に的確に対応できるか</li> <li>○実施行程のスケジュールは適切か</li> </ul>
2 各論		
(1) 公式ウェブサイト「おいでませ山口へ」の情報充実化	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光消費を高める工夫がされているか</li> <li>○SEO対策は十分効果を見込める内容か</li> <li>○SEO対策等については、適切な助言を見込める内容か</li> <li>○地元ライター・地元カメラマンの運用体制を確立しているか</li> <li>○画像・動画・特集・モデルコースのコンテンツはターゲットへの訴求力の高い内容となっているか</li> </ul>

		○業務に適した専門家を配置できているか
(2) 公式 SNS アカウントを活用した情報発信の充実化	20	○山口県が観光面で持つ強みや独自性の分析に基づく、公式 SNS アカウントの運用における基本的な発信方針となるコンセプトとなっているか。 ○基本コンセプトに沿った投稿案となっているか。 ○フォロワー数を増やす施策となっているか。 ○ターゲットへの訴求力の高い内容となっているか ○注目度及び観光消費を高める工夫がされているか ○YouTube チャンネル運用については、適切な助言・提案が見込める内容か ○SNS アカウントのデータ収集・解析等については、適切な助言を見込める内容か
(3) ターゲティング広告の実施	25	○公式ウェブサイトのリスティング広告は効果的な設定ができているか ○SNS 広告のターゲット設定は適切か ○実来訪計測が可能な広告は効果を見込める内容か ○効果測定がわかりやすく、適切な改善提案が見込めるか。 ○ターゲティング広告での情報発信については、適切な助言が見込める内容か
(4) 追加提案	5	○(1)～(3)の内容に加え、事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法・PR 等の提案はあるか。
3 参考見積	5	○提案内容に応じた所要額が適切に見積られているか。
合 計	100	

#### 14 留意事項

- (1) 書類の作成など、提案に要する経費は企画提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返還しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- (4) 企画提案は 1 事業者につき、1 提案とする。
- (5) 企画提案事業者が 1 者の場合でも、審査は行う。
- (6) 審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

#### 15 選定結果の通知

- (1) 企画提案書等の審査により、特定の業務委託候補者 1 者を決定した後、選定結果を企画提案事業者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された企画提案書等は特定の業務委託候補者 1 者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作

成し、その仕様に基づき事業を実施する。

## 16 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属するものとする。

## 17 実施内容の変更等

本事業は、やむを得ない理由があるときは、実施内容を変更または中止することがある。

## 18 連絡先・各書類の提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1  
一般社団法人山口県観光連盟  
デジタル観光プロモーション事業業務担当  
TEL:083-924-0462  
FAX:083-928-5577  
E-mail:[info@oidemase.or.jp](mailto:info@oidemase.or.jp)

### 【参考：スケジュール】

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| (1) 質問書提出期限     | 令和7年4月 7日(月)17:00 |
| (2) 質問に対する回答    | 令和7年4月 9日(水)予定    |
| (3) 参加意向確認書提出期限 | 令和7年4月14日(月)17:00 |
| (4) 企画提案書提出期限   | 令和7年4月21日(月)17:00 |
| (5) 審査結果通知      | 令和7年4月24日(木)予定    |